

福障福第 1806 号
令和 6 年 3 月 5 日

市内指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

障がい福祉サービス事業所等に義務化されている取組みの実施状況調査

平素より、障がい福祉行政にご理解及びご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 2 月 5 日付福障福第 1656 号障がい福祉課長通知にて、令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定において義務付けられている取組みについて、遺漏なく対応いただくよう通知しました。また、令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定において、これまで義務化されていた取組みに関して未実施の事業所に対しては減算が適用されるなどの対応案が示されております。

つきましては、各障がい福祉サービス事業所等に対して義務化されている取組みについて、各事業所の取組状況調査を行いますので、下記 URL より回答ページにアクセスいただき、事業所単位（事業所番号ごと）でご回答いただきますようお願いいたします。

なお、運営上義務付けられている取組みが未実施の場合は基本報酬の減算対象となりますので念のために申し添えます。

記

1. 調査内容

- (1) 身体拘束等の適正化に関する取組み（身体拘束の記録、身体拘束適正化検討委員会、指針の整備、研修の実施）

※取組み未実施の場合は直ちに「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域相談支援、地域定着支援を除く）

※令和 6 年度より、各サービスにおいて基本的に減算額が引き上げられる予定です。

（減算額：令和 5 年度まで 5 単位/日、令和 6 年度以降施設・居住系サービス 10%、訪問・通所系サービス 1 %）

- (2) 虐待防止に関する取組み（虐待防止委員会、研修の実施、担当者の設置）

※取組み未実施の場合は令和 6 年 4 月以降、全サービス「虐待防止措置未実施減算」が適用される予定です。（減算額：所定単位数の 1 %）

(3) 情報公表（WAM NET）に係る報告状況

※取組み未実施の場合は令和 6 年 4 月以降、全サービス「情報公表未報告減算」が適用される予定です。(減算額:施設・居住系サービス 10%、その他サービス 5%)

(4) 災害発生時の対応に関する取組み（業務継続計画の策定状況等）

※令和 6 年 4 月以降、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助において、必要な取組みが未実施の場合は「業務継続計画未策定減算」が適用（減算額：施設・居住系サービス 3 %、その他サービス 1 %）される予定です。なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には減算は適用されません。

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援においては、減算は適用されませんが、業務継続計画の策定は必要となります。

(5) 感染症発生時の対応に関する取組み（業務継続計画の策定状況等）

※令和 6 年 4 月以降、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助において、必要な取組みが未実施の場合は「業務継続計画未策定減算」が適用（減算額：施設・居住系サービス 3 %、その他サービス 1 %）される予定です。なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」を行っている場合には減算は適用されません。

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援においては、減算は適用されませんが、業務継続計画の策定は必要となります。

2. 対象サービス

令和 6 年 3 月 1 日時点で既に下記サービスの指定を受け、現にサービス提供している福岡市内の全ての事業所又は施設

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助

3. 回答方法

下記 URL より回答フォームにアクセスし、事業所単位で各設問に回答を入力の上、ページ最下「内容確認」をクリックし、回答を送信してください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/sevice/gimukatyousa.html>

※一度送信した回答内容は修正ができませんので、回答送信前に今一度内容をご確認ください。



4. 回答期限

令和 6 年 3 月 11 日（月） ※期限厳守

5. その他(参考資料等)

- ・ 障害福祉サービス報酬改定検討チーム（厚生労働省）資料抜粋（別添①）
- ・ 令和 6 年 2 月 5 日付福障福第 1656 号障がい福祉課長通知「令和 5 年度末で経過措置期間を終了する令和 3 年度報酬改定における改定事項について【重要】」（別添②）
- ・ 令和 5 年 11 月 29 日付福障福第 1228 号障がい福祉課長通知「身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて（注意喚起）」（別添③）
- ・ 障害福祉サービス報酬改定検討チーム（厚生労働省）アクセス URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

(問い合わせ先)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課 Tel：092-711-4249 Fax：092-711-4818

【指定指導第 1 係：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援】

mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

【指定指導第 2 係：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

【グループホーム整備推進係：共同生活援助】

mail：syougai-grouphome@city.fukuoka.lg.jp